

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年11月10日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 学校教育課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年9月30日～平成26年10月10日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 学校等からの報告書類や依頼書などの文書について、文書受付処理のなされていないものが見受けられたので、事後のリスク管理の上からも何らかの文書受付確認の処理を行うこと。	文書受付処理について、文書管理規定どおり行う事を課内において確認しました。